

1.5 児童虐待

【事例】

児童Aは、健康診断の際に背中に多数の傷があることから、家庭での児童虐待の疑いがあることが分かった。

○発生時の対応のポイント

[状況の把握]

- ・虐待の可能性を発見した教職員は、児童から経緯等を聞き取るとともに、速やかに管理職に報告し、管理職は関係職員を招集し、情報を整理して以後の対応について確認する。

[学校の対応]

- ・市町村（児童虐待対応担当課・要保護児童対策地域協議会（以下、「児童虐待対応担当課等」という。））や児童相談所等に速やかに通告し、連携して対応する。

[児童虐待を受けたと思われる児童への対応]

- ・心のケアが必要な場合は、スクールカウンセラー等による面談を行う。
- ・当該児童との信頼関係の構築に努める。

[虐待が疑われる保護者への対応]

- ・最優先すべきは児童の安全確保のため、家庭との連携は慎重に行う。
- ・被害児童の安全を十分確保した上で、可能な範囲内で家庭での状況を把握する。
- ・保護者との関係が悪化することを懸念し、市町村（児童虐待対応担当課等）や児童相談所等への通告を躊躇することなく、早期の対応を行うようにする。

※保護者自身が支援を求めている場合には、市町村の福祉部等と連携を図り、適切な相談機関を紹介する。

[関係機関等との連携]

- ・市町村や児童相談所等の役割や児童虐待対応の実態等について、様々な機会を通して、市町村（児童虐待対応担当課等）や児童相談所等への通告等の趣旨の理解を図る。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

[報道機関等への対応]

- ・報道機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

[早期発見の体制構築]

- ・日常から、学校のみならず、家庭訪問等を通して児童の状況を把握するとともに、児童がいつでも相談できる雰囲気を醸成する。

[通告体制の構築]

- ・早期発見の観点から、市町村（児童虐待対応担当課等）や児童相談所等への通告や関係機関等への連絡・相談を円滑に行うよう、日頃から連携を十分に図る。

[保護者に対する啓発]

- ・保護者に対し、学校だよりや懇談会等を通して、子育ての悩み相談等の情報を提供するとともに、児童虐待の防止や児童虐待が疑われる場合の関係機関等への通告の必要性について啓発する。

「「教職員のための児童虐待対応の手引」奈良県教育委員会」を参照